

厚生常任委員会

平成17年11月22日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司
里川宜志子

○三木 誓士
中西 和夫

木田 守彦

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 建也	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	勝眞 基好	同 課 長 補 佐	栗本 公生
同 課 長 補 佐	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 里川委員、中西委員

委員長 委員のみなさにはご苦労さまです。

全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、里川委員、中西委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、継続審査案件であります（1）（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長 継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。（仮称）総合福祉会館整備につきましては、現在、用地所得に向け所有者の方をお願いしているところですが、早急に用地が纏まりますよう、最大限の努力をしております。町長のあいさつにもありましたように、用地取得の取り纏めをお願いしております所有者の方と一定、話が纏まってきたところでありまして、今後、他の所有者の方ともお願いして、最終の確認をしまいいり、早急に用地取得できますよう、最大限の努力をしまいいりたいと考えております。今後、建設用地の取得が纏まりましたならば、当常任委員会にご報告申し上げ、対応を図ってまいいりたいと考えておりますので、理解とご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上簡単ではございますが、（仮称）総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

委員長 次に、臨時議会に付議が予定されている議案について予め説明を受けることにいたします。

はじめに、（１）議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、（２）議会の委任による町長専決処分の報告について、平成１７年度斑鳩町一般会計補正予算（第５号）について、の２議案が付議される予定ですが、２議案については相互に関連いたしますので、一括して説明を求めたいと思いますがご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 （１）、（２）について一括して理事者の説明を求めます。

清水環境対策課長。

環境対策課長 １１月の臨時議会の提出予定議案ということで、２議案、一括で説明せよということでございます。

資料１をご覧いただきたいと思います。

まず、損害賠償の額の決定についてでございます。専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

環境対策
課長

引続きまして、裏面をご覧くださいと思います。損害賠償の額の決定についての記述でございますが、斑鳩町阿波2丁目14番34号先において、斑鳩町ごみ収集車が駐車場フェンスに接触した事故による損害賠償を次のとおり決定する。記、1. 損害賠償の額、141,750円。2. 損害賠償の相手方、生駒郡三郷町勢野西2丁目1番12号、豊澤清でございます。

この事故の内容でございますが、去る8月15日、午前8時半ごろでございますが、衛生処理場の職員がごみ収集のために阿波2丁目14番34号の先の町道をその収集車で走行しておったのですが、前方から来た乗用車と対向をするために、その収集車を道幅の広いところまで後退しようとしていたところ、先ほど申し上げました豊澤清様の所有の駐車場のフェンスに車両の後部を接触させてしまったために、そのフェンスを破損させてしまいました。このことから、この事故によります駐車場のフェンスの修理代金といたしまして、所有者でございます豊澤清様に141,750円の損害賠償を行なうということで、その事につきまして、専決処分の日いちでございます9月26日に示談が成立いたしましたので、処分をさせていただくものでございます。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。補正予算でございますが、まず専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

環境対策
課長

この補正予算につきましては、先ほど説明をさせていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ87億9,627万5,000円とするものでございます。内容につきましては、資料の予算に関する説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

4 ページを開けていただきたいと思います。歳入でございますが、第20款諸収入、第4項雑入、第4目雑入、第10節雑入に自動車損害共済金といたしまして、新たに14万2,000円を補正するものでございます。申し訳ございません。資料を後で追加させていただきますが、歳出では賠償金の支払いに伴いまして、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第22節補償補てん及び賠償金という科目に、賠償金の支払いといたしまして14万2,000円を加えるものでございます。申し訳ございません。資料は、後で追加をさせていただきますと思いますので、ご容赦願いたいと思います。

それでは1ページに戻っていただきまして、予算を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

環境対策
課長

大変、不手際で申し訳ございませんでした。こういった事故につきましては、毎回でございますが、2度と起こらないように、職員に訓示等を行なっているところでございます。今回、こういった事故が起きましたことについては、大変、残念に、また遺憾に思っております。今後、またこういった事が起きないように、再度担当部長からも、現場の方に注意をしたところでございます。こういった事故が起こる原因のひとつとして、少しでも早く収集活動を行なうという焦りが生んでくるということがございます。その事につきましても、事故を起こしては何もならないということで、部長から現場の方に訓辞をしているところでございます。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木田委員

収集車にはテレビカメラとか、付いてないんですか。バックとか、

寄せたりする時に、時々そういう事故が起こってますね。

環境対策
課長 サイドミラーから死角になるところについては、カメラが付いてお
りますが、今回の場合、本当に不注意で、右側の後部、サイドミラー
で確認できるところが、慌てていたということでございます。おっし
やるように、死角になるところはカメラも付いて、モニターも設備さ
せていただいております。

木田委員 本庁職員の損害賠償とかというのは、滅多に出てこないですやろ。
せやけど、現場の人、1日何回も走らんなんよって、こういう事起こ
るのかもわからんけど、もうちょっと気を付けて、慌てて走ってもら
わんでも、安全に気を付けてもらわないと、物損事故やからこれで済
んでるけど、そういう事のないようにだけ、くれぐれもよろしくお願
いしておきます。

それで結構です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上、臨時議会に付議が予定されている議案につ
いては、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、12月定例会に付議が予定されている議案について説明を求
めることと致します。

(1) 斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する
条例について、理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例に
ついて、ご説明申し上げます。

平成17年9月27日に厚生労働省の介護予防地域支え合い事業実

施要綱の一部が改正され、痴呆性から認知症という用語に改められたことに伴いまして、当該条例を改正するものです。

今回の改正箇所につきましては、資料3の斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧くださいと思います。

今回の改正箇所につきましては、アンダーラインで引いてある部分でありまして、痴呆という誤解や偏見をなくすことなどを目的として、痴呆という用語を認知症と改めるものであります。12月議会にはこの条例の改正を提案させていただく予定をしております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町在宅ねたきり老人介護手当支給条例の一部を改正する条例についてのご報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(2)平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について理事者の説明を求めます。清水健康推進課長。

健康推進課長 資料4に基づきまして説明させていただきます。平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ2万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ28億552万1,000円とするものでございまして、歳出におきましては、総務費におきまして人件費につきまして2万3,000円を増額をお願いするもので、歳入におきましては繰入金におきまして人件費分に係ります一般会計繰入額の補正といたしまして、同額の2万3,000円を増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(3)平成17年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第2号)について理事者の説明を求めます。清水健康推進課長。

健康推進課長 資料の5でございます。平成17年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,780万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ22億4,416万2,000円とするものでございます。

歳出につきまして、第2款医療諸費におきまして、医療費の動向を勘案し、決算見込額を推計いたしまして、2億5,780万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。前年同期と比較いたしますと、受給者数は若干減少しておりますが、一人当たりの医療費では6.5%の増加というようなところでございます。

歳入につきましては、老人保健法の規定に基づく支払基金、国、県、市町村の負担割合に応じまして、第1款支払基金交付金につきまして1億7,197万8,000円、第2款国庫支出金につきましては5,712万8,000円、第3款県支出金につきまして1,430万4,000円、第4款繰入金につきまして1,430万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(4)平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。資料6をご覧いただきたいと思います。

介護保険事業特別会計の規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,477万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ12億7,998万8,000円とするものであります。

その内容といたしましては、歳出補正予算ですが、人件費において人事移動や人事院勧告等の影響によりまして総務費において、424万5,000円の増額を予定いたしております。

次に、今年度の介護保険の給付額において、現在までの実績から今後の給付を推計いたしまして事業計画を上回る見込であることから、介護給付費において居宅介護サービス給付費3,056万3,000円、居宅介護サービス計画給付費398万5,000円、居宅支援サービス給付費407万2,000円、居宅支援サービス計画給付費190万9,000円となりまして、介護給付費の合計4,052万9,000円の増額補正を予定しているものであります。

また、歳入におきましても、超過給付額に相当するそれぞれの割合におきまして国庫支出金810万5,000円、支払基金交付金1,296万9,000円、県支出金506万6,000円、繰入金として介護給付費繰入金506万6,000円、その他一般会計繰入金424万5,000円、介護給付費準備基金繰入金932万3,000円の合計1,863万4,000円の増額補正を予定しております。

12月議会にこの補正予算を提案させていただき予定をしております。以上簡単ではございますが、平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についての報告とさせていただきますので、

よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 介護給付費の増というのは十分理解ができることなんですが、担当におかれましては、介護保険などについても計画的に進めていただいていると思いますが、この給付費の増というのは想定内の増というふうに見込んで、私たちもそういう見方をさせていただいていいのかどうか、その辺だけちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

福祉課長 当初、事業計画を見ておりますと、その給付の状況につきましては増加しているという傾向でございましたので、当初は予定しておりませんでした。事業計画より、今回推計してみますと増えてきたということで、増額補正をお願いするというものでございます。

里川委員 計画って、まとめて計画立てて、そしてまた単年度でも見ていくわけですが、17年度については、介護保険2000年からスタートしてますからね。5年経って、この間の、単年度でもおさえていっているとは思いますが、この伸びというのはどういう風に見たらいいのかということなんです。この17年度について、ここは一定、この介護保険事業をやっていく中での、想定される範囲内の伸びなのか、町としては想定していた以上に、思いのほか伸びていると、それは何でこういう事を言うかということ、また来年度から計画立てて、2006年からの、制度改正もあるけれども、計画やっぱり見ていく上で、その辺のところも十分おさえていかなあかん事やろうと思いますので、一応、そのことについて担当としては、この給付の伸びについてどのように考えてはんのかということ、ちょっとここで委員会としてもおさえておきたいなと思って、お尋ねしてるんですけども。

住民生活部長 今ご質問いただいておりますような状況というのは、16年度の分
も見ますと、当初、第2期の事業計画よりも、16年度決算では少し
伸びている状況でもございました。17年度におきましても、これぐ
らいは出てくるであろうなという想定の中ですけれども、逆に、
施設の分につきまして、現計画よりもマイナスというような状況で、
17年度ではこういう在宅の関係が増えてくるのではないのかなとい
うことで想定をしております、その範囲の中ではないだろうか
というふうには判断をいたしております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 以上、12月定例議会提出予定議案については、予め説明を受けた
ということで終わります。

次に、各課報告事項について受けてまいります。

(1) 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてのう
ち、当委員会所管に関するものについて、報告を求めます。

福祉課長 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきまして、住
民生活部所管に係ります補正予算の内容について、ご説明させていた
だきます。資料7をご覧くださいと思います。

まず、歳出におきまして住民生活部の各課の人件費についてであり
ますが、人事移動や人事院勧告の影響によります人件費の補正を各課
におけます人件費に関します費目におきまして、総務費、民生費、衛
生費において予定しております。

次に、福祉課所管に係ります補正予算について、ご説明いたします。

まず歳出の補正予算についてですが、民生費、福祉会館管理運営費
では介護保険制度の改正により平成18年4月から、介護予防のマネ
ージメントや相談業務等を地域包括支援センターを設置し実施しなけ

ればならないことから、斑鳩町社会福祉協議会に当該センターを委託し、福祉会館内に設置することから、その部屋の改装費用として61万6,000円の増額補正を予定しております。

また、介護保険事業繰出費では、先に介護保険事業特別会計の予定で説明しましたとおり、一般会計の負担として介護保険事業繰出費931万1,000円の増額補正を予定しております。

次に、児童手当費であります。児童手当の給付事業におきまして前年度実績を基に支給対象児童を推計しておりますが、実際に支給対象児童数が当初見込みを上回りますことから、扶助費213万5,000円の増額補正を予定しております。

次に、保育園費では多様な保育ニーズに対応し、交通手段や勤務地等の理由により町外の保育園を利用し、市町村を越えた保育を実施しております。広域入所の充実におきまして、委託児童数が当初見込みを上回りますことから、1,323万2,000円の増額補正を予定しております。

次に歳入補正予算についてですが、まず、広域入所委託料の増額補正に伴います国庫支出金414万5,000円、県支出金207万2,000円の増額補正を予定しております。

次に、児童手当給付事業費の扶助費の増額補正に伴います国庫支出金341万2,000円、県支出金87万円の増額補正を予定しております。

以上、12月議会にこの補正予算を提案させていただきますので、よろしくお願いたします。

健康推進
課長

健康推進課関係の分について説明させていただきます。

歳出の補正では、第3款民生費につきまして、国民健康保険事業特別会計への繰出金につきまして2万3,000円の人件費の増額補正分でございます。

それと、老人保健特別会計への繰出し分、要は、歳出分でございますが、1,430万4,000円の増額をお願いするものでございま

す。また、6目の医療対策費におきましては、老人、乳幼児、母子など合計いたしまして652万5,000円の増額をお願いするものでございます。

それと、歳入につきましては支出金におきまして、173万6,000円の増額をお願いするもので、老人、母子、精神、重度心身などに係ります医療費の増額補正のうち、県費補助金に相当するものでございます。以上でございます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

里川委員 民生費の中で福社会館管理運営費の方で補正を組んでいただいておりますが、地域包括支援センターの設置、これはまあ、義務付けられてます。今度の改正の中でね。社会福祉協議会の方へ委託するというところで、この金額上がってきてますが、地域包括支援センターというのは中立、公平を保たなければならないという状況の中で、居宅介護の事業者でもある社会福祉協議会のある場所に、このセンターを設置するという事の中で、非常にこの辺のきちっとした線引きをしてやっていくということは、大変なことなんじゃないかなと、ちょっと心配をしているところなんですけれども、この辺については61万6,000円で整備もしていただくわけなんですけど、その辺についてもちょっと設備の内容と地域包括支援センター、中立、公平を保つための努力ですね、町はどのようにお考えになっているのか、というところをここでちょっと確認をさせていただいておきたいなと思うんですが。

福祉課長 今、ご質問いただきました地域包括支援センターの事務所ということで、今回、今、在宅介護支援センターにつきましては、福祉課において社協の事務所の中にあるという事で、これでは、今質問者も言われましたように、中立、公正という立場では少し問題があるという事で、今回、事務所からその2階に、地域包括支援センターの事務所を

新しく設けるという事で考えております。また、パソコン、電話につきましても、独自に回線をひきまして、プライバシーの問題もありますし、そういう形で事務所とは分けて活動できるという場を設けるために、今回、施設の整備を行う予定をしております。また、事業所があります社協に委託するという事につきましては、中立、公正を保つという事からも、地域包括支援センター運営協議会を設けまして、その活動または内容につきましても、十分監視していくという事で、考えておりますので、十分それで対応できるというふうに考えております。

里川委員　新しい体制、改正の後の体制づくりといったら大変だろうと思えますけれども、更にそういった誤解などのないように、中立、公正を保つために努力をしていただきたいという事をお願いしておきたいと思えます。

それと、乳幼児医療費の助成で、ここでも補正予算で上がってきてるんですが、一つだけね、私ちょっとある事例で気になったのが、出産をされて、新生児さんに病気があって、そのまま診療を受けてる場合ですね。健康保険証がないわけなんです、まだ。生まれてすぐの子どもさんでしたらね。保険証が用意できないものですから、保険扱いにならずに、実費で医療費を払うというような状況の中で、医療機関によっては、その時にこれ、実費で払ったら保険証できて持ってきたら、お金返していただけるんですか、という事を聞いたら、いや、今回は実費でお願いします、みたいな事を医療機関に言われた。そしたらね、もしもですよ。私それちょっとおかしいから、町へも先日問合せをさせていただいたものの、そしたら、その保険のきかない、3,000円なら3,000円、5,000円なら5,000円払ったと。乳幼児医療費で5,000円かかりましたといって領収書貼ってね、町に出した場合、そのまま町は5,000円とかを支払うというような格好になるのか、その新生児の場合は特に気を付けていただきたいなど、本来は健康保険組合が払うべき部分は、健康保険組合に払って

もらわんと、こんな乳幼児医療費の助成についても、あれなんで、私はちょっとその事が気になったんで、先日ちょっと問合せはさせていただきましたけどね、町としてはそういった新生児さんについて、特に保険証がまだない、という状態の子どもさんの関係について、どのように対応されているのか、やはりここできちっと、こういう風に補正予算も出てきてる事ですので、お尋ねしておきたいという風に思います。

健康推進
課長

この話はよくある話でございます、当然生まれて名前がついてない赤ちゃんには当然、健康保険証には入ってないというのが現状でございます。後日、家の方の健康保険証に赤ちゃんの名前を入れて、それで、健康保険証をお医者さんに持っていくというのが、今まででしたらそういった形で若干待ってていただいておりますというのが現状であろうかと思っておりますけれども、今、言われてるようなケースもあったと聞いておる中で、一般論と言うんですかね、通常は、健康保険証が出来た段階で持っていけば、それで処理はしていただけるという形であろうと、そういう風に考えます。

里川委員

その辺につきましては、特に新生児さんなんかの医療費の関係の場合ですね、担当としても気を付けていただく、そしてまた、関係医療機関など、いろんな場面でもそういう対応をきちっとしていただけるようにしていただかんと、本来払うべきところが払うというのが筋ですので、健康保険組合が払う分は払う分、そしてかかった費用については、町の乳幼児医療費の助成の関係でやっていただけたところはやっていただくとか、その辺はちゃんと出すべきところが出すという事を確立しとくべきだと思いますし、こんな時ですので、担当の方も事務は大変だろうとは思いますが、特に新生児さんについては、今後もチェックをしていっていただきたいという事をお願いしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告することはございませんか。

福祉課長 介護保険制度の改正につきます今の進捗状況について、若干説明させていただきます。先ほど福祉会館にかかります補正にご説明させていただきましたように、介護保険制度の改正により、平成18年4月1日から介護予防のマネジメントや相談業務等、地域包括支援センターを設置し、実施しなければならないという事になっております。センターの設置に関しましては、地域包括支援センター運営協議会での協議が必要な事から、介護保険運営協議会でのご審議をいただいたところ、地域包括支援センター運営協議会委員を兼ねていただくという事になりまして、地域包括支援センターの業務につきます、ご審議いただき、先ほどありましたように、斑鳩町社会福祉協議会に業務を委託し、社会福祉会館内に当該センターを設置する事を決めたところであります。また、先ほど10月1日から施設利用者の居住費及び食費の改正がされたところではありますが、9月から住民税非課税所帯、非課税者の低所得者の方に対しまして、負担限度額申請を受付けておりましたが、11月2日の段階では107名の方に認定を、今しております。また、事業計画につきますは、今、介護保険運営協議会の方におきまして審議していただいている状況でございますので、簡単ではございますが、状況の説明とさせていただきます。

委員長 以上、各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

木田委員

ちょっと今日ね、うちの息子、入院しとったよってですね、医療費の払い戻しというんですか、それを社会保険事務所へ問うたら、そんなん、8月からそないなってるんのか、って、社会保険事務所がそんな返事をしてでんな、ほんでまた以後変わった人も、実際あんまり知っておられないんかどうか知らんねけども、3人目の人が、いや、そういう用紙があるから取りに来てください、あるいはまた送らせてもらいます、というような状況でね。国保かて同じような何やと思いますねけども、国保の何について、町はそういう斑鳩の広報誌とかにですな、町の方でちゃんとこないしてますよと。そして請求してもらわなければですよ、町の方からも、もちろん社会保険事務所からも何も来ないわけですよ。自分がそういう請求をしなければ。だから、うちの嫁さんは、初めはそんなん、別に病院の方でちゃんとしますと言わはったよって、それはせやけどおかしいのちゃうか、と言うとったら、やっぱり案の定、印鑑も何も押してないよって、と言うからね。ほんなら、そういうなんで用紙を入れて、領収書とかみんな入れて、それで請求しなければ戻ってこないような状況であると思いますねけども。それをみんなそれを知っておられるんやったらよろしいけど、そういう何が分からなければ、社会保険事務所も職員か臨時職員の方か、それは知りませんね。せやけど、電話に出た人が、そないなってるんのか、というような返事の状況の中で、やっぱりそれをもうちょっと徹底してもらわんな、やっぱりうちの子どもも40日間入ったたら、部屋代とか入れてやけど、70何万、大方80万ほどかかってますわな。だから、やっぱりそないして、それが3ヶ月も先になって、部屋代抜きにして医療費だけでも立替になって、そらやっぱり生活に難儀してはる人やったら大変やと思うからね。そういうとこ、もうちょっと、徹底した周知をしてあげてほしいなと。してくれてはんのかどうか、ちょっと、わし、まだ広報見てないから分からへんねけども、8月以後ですな、やっぱりそうなってるという何を、町民の方にやっぱりちゃんと教えてあげていただきたいな、という事をお願いというんですかな、そういう事をお願いしたい。今現在もそういう

事をやってもろてますのんかな。

健康推進
課長

今、言われている委員の中で、社会保険事務所という言葉が出ておるんですけども、医療に関しまして、また、高額等につきまして社会保険事務所に確認してもらったところで、年金とか障害年金がらみになってきますので、社会保険事務所では把握しきれてないかなと思う。ただ、個人的にそういった勉強をされておられる方であれば、当然そういう形になろうかと思えますけれども、現実的に8月1日から自動償還払いになるという事につきましては、斑鳩町全世帯に向けて啓発等しておりますので、今の段階ではスムーズに事は進んでおります。ただ、委員さんのおっしゃっております、入院されておるといような形であれば、社会保険事務所ではなしに、そういった類の話は、うちの方の窓口に来ていただければ、高額関係についてのお話はさせていただけるのではないかなと、そのように考えております。

木田委員

うちのはでんな、社会保険の家族でんねで、せやって、それがそんなん、町の方で、そんな手続きできるというのはちょっと違うんちゃうかなと思うんですけど。

委員長

暫時休憩します。

(午後2時13分 休憩)

(午後2時14分 再開)

委員長

再開いたします。植村課長補佐。

健康推進
課長補佐

今、質問者のおっしゃっている場合ですけれども、障害者の福祉医療費の助成の資格を持っておられる方で、高額な医療費が発生した場合という事かと思うんですけど、その場合にはまず、当然医療費の7割分は健康保険で払われますけれども、政府管掌の健康保険の方では

らわれると思いますけれども、3割分については原則自己負担と。その分が福祉医療費の助成制度から3割分、保険にかかる分の3割分につきましては、福祉医療で全額を自動償還させていただくと、それが8月からの制度でございます。本来は、その一定以上の金額を超えた場合には、保険が高額で負担しなければなりませんけれども、その分につきましては、福祉医療が一旦病院の方に払っておりますので、町が政府干渉健康保険の方から高額にかかる分を、被保険者の代わりに、被保険者扶養者の代わりに、町がその分を歳入させていただくと、そういう事になっています。

木田委員 という事は、もう病院でその何をしたら、うちとしたら何も手続きは要らんという事かな。

健康推進
課長補佐 自動償還の当初の手続きをしていただく際に、高額が発生した場合に、医療機関から例え国保ではない方についても、役場の方に情報いただくということについて、ご承知をいただく届をしております。従って、最終的には役場と健康保険、今でいいますと奈良社会保険事務所との間で高額のお金の遣り取りをさせていただくと。実際の病院に払う費用としましては、町の方から福祉医療費助成という形で病院の方に自動償還でお金を払わせてもらうということでございます。

木田委員 そうしたら、うちはもう、金は払ろてんやんか。ほんで、その用紙を取りにきてくださいと、こう言うてはるんやんか。せやって、そこらのところが、病院は請求したから、金払ってんねんで。その払い戻しがどこへ言うていいのか。

健康推進
課長補佐 すいません、間違えました。病院の方には患者さんの方から、お金を払ってもらうと、で、本来はその3割分については、一定金額以上を超えたものは健康保険から高額医療費が出て、残りの分が町から福祉医療費助成ということになるんですが、社会保険事務所と町とそれ

から県との約束事ができていまして、患者さんの方に町から福祉医療費助成ということで3割分の分は自動償還で全額払わせていただくと、助成させていただくと。本来、患者さんが受ける高額医療費の分については福祉医療費で払ってますので、その分を社会保険事務所から町の方へ高額医療に掛かる分はお金を歳入させていただくということでございます。

木田委員　ほんなら、うちは払わんでもよかつということかいな。せやけど、病院はそれ払わんと出してくれへんねで。病院から請求回ってきて、それ払ってんねで。そなん、払わんでもええというような。

委員長　暫時休憩します。

(午後2時18分 休憩)

(午後2時20分 再開)

委員長　再開いたします。

健康推進課長補佐　健康保険を使った残りの自己負担分は患者さんが病院の方にお金を支払ったと。それで、その方が障害者医療費助成の対象であれば、その分全額を自動償還で町から患者さんの方へ助成金を出させていただくということで、これで実質上、患者さんの医療負担はゼロということになります。従って、そもそも8月の福祉医療制度の手続きをしていただいている方については、基本的に何もしていただく事はないということです。

木田委員　その医療証もみんな見せて、病院に渡しているのに、そないして請求して、請求書どおり払わんな出してくれないですやん、病院。だから、その点がいらへんと言われたって、ちゃんと払ってんねからね。

健康推進 福祉医療の対象者の方は、町が福祉医療として全額払って、残り高
課長補佐 額が発生した場合には、本来、健康保険が患者さんに払う高額医療費
分は福祉医療で払っている訳ですので、その分を町が代理で健康保険
から受けさせてもらうんです。それについては、お客さんの方で何の
手続きの方もいないということになっておるんですが、今、お伺い
しますと、窓口の方で高額を支払うような書類を出されたということ
です。たしかに、福祉医療費の対象者でない方についてはそのような
手続きが必要となります。同じような事例が、事例といいますか、窓
口で福祉医療の対象者であるにも関わらず、これまでと同じようなや
り方をされている医療機関の窓口もあるやに聞いております。従いま
して、今のような、お客さんにとってややこしいような窓口での対応
がありましたらば、福祉医療に係ります分でありましたらば、私ども
の方で、担当の方へ申しつけていただければ、その辺り健康保険と病
院の方にどのような手続きを説明されているのかとか、ということ
を問合せさせていただいたうえで、お客さんに正しい情報を、このよ
うにやっていただければ結構ですよと、というような正しい方法を伝えさ
せていただきたいと思いますので、今のような事例がありましたら担
当の方に申しつけていただきたいと思います。

委員長 他に質疑、意見等はございませんか。

里川委員 一点だけね、やはり引き続いてアスベストの問題については、斑鳩
町内でも認定を受けたという方からも、私、直接色々お話を聞かせてい
ただいたり、この間してますので、町としてこの間に、夏から色々我々
も心配しているんな事言ってきてますが、この間にアスベストの関係
で町としてどんな取り組みをしていただいているか、また、その後ど
んな相談などあったか、などについて、ちょっと報告があれば、是非
していただけたらなとは思っているんですけども、その後何も無い、
と言うのなら何も無いという答えでもいいんですが、一度お聞きして
おきたいなと思います。

環境対策課長 前回、アスベストについて色々な報告等差し上げている以降の、町の取り組みはいかがなものか、という事なんですけれども、基本的には、具体的には教育委員会の方で色々。

住民からの問い合わせ等につきましては、あれからほとんどなくなりました。今、委員さんもお存知のように、斑鳩町では竜田工業、王寺ではニチアスというところで健康診断をされているという事で、そういった取り組みをされているという状況につきましては把握はしておりますところでございますけれども、町として具体的にどうこう、動いているという事はございません。以上です。

里川委員 先日ですね、王寺の方でニチアスの方に視察に、議会の行かれたらしいんですけど、議会と理事者側とがニチアスに行って、認定状況の数の把握であるとか、労災を受けている数であるとか、そういったものを一定、ニチアスから聞き取りをきちっとされている経過があるものですから、斑鳩町としても竜田工業の現在の状況ですね、そうやって認定受けられた方が出てきてて、認定されました、という事でちょっと相談受けてたり、私もしてるものですからね。そういう一定の数の把握についてね、町はこの間にどうやったのかなという関り方の問題も含めてね、どういう風に町は考えてるんやろうな。王寺町がニチアスとの関係の中で、そういった調査もつい最近も行かれて、そういう数、直近の数ですね。そういう把握をしているという事も聞いたんでね、私も斑鳩町はどんな具合なんかなという事は気になったんで、お尋ねしたわけなんですけど、そしたら、その後住民からの問い合わせも特にないと。竜田工業の方が実施してるので、その後は竜田工業の方がやってるから、町はその後は把握をしてないという状況でいいですか。

環境対策課長 私、先ほど、数字について把握はしておりますとお答えしたつもりでございますけれども、把握していないようにお聞きになったようで、

そうじゃなくて、数字について把握はしているところではございますけれども、中間のことでございますので、一事業所の中間、という事で、誤解を生じてはいけないということで申し上げておりませんので、数字については、竜田工業から聞いてですね、直近では、10月26日現在の数字は把握をしております。

委員長 よろしいですか。
他にございませんか。

(な し)

委員長 その他についてもこれをもって終わります。
以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 ありがとうございます。これで厚生常任委員会を終わります。

(午後2時49分 閉会)